

練馬区議会議員(無所属)

かとうき桜子

区政レポート

2023 年 2 月号

(議会報告通号 Vol. 152)

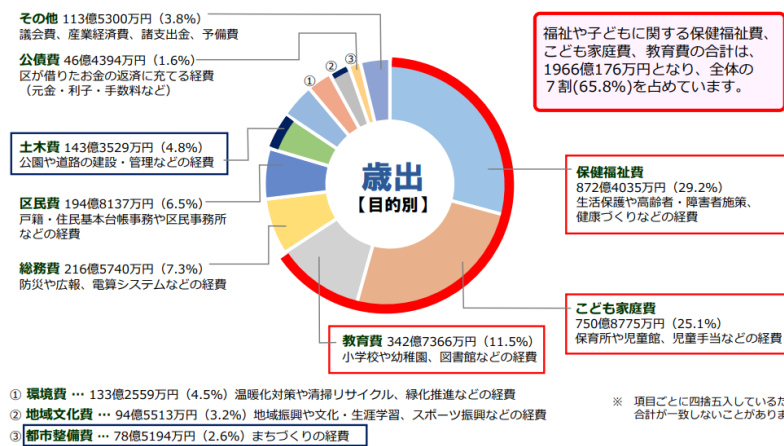
メールマガジン

発行中!

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102
電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158
HP <http://www.sakurako-nerima.com/>
メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp



まちづくりや道路に関する都市整備費、土木費の合計は、221億8723万円となり、全体の7.4%です。



2023年度予算の記者発表資料で

大きく掲げている内容

○大泉に牧野記念庭園のある牧野富太郎さんが 4 月からNHKの朝の連続テレビドラマの主人公になるので、その関連のイベント等 2300 万円
○夏にとしまえんの跡にハリーポッターの施設ができるので、その関連のイベント等 5100 万円
○都市農業フェスティバルの開催 1 億 6800 万円
○美術館の基本設計、実施設計 1 億 4800 万円
○以上のようなイベントがあるためのそれを「ねりま推し」としてPRする広報費 2300 万円

か。国のか疑問に感じるところも多いので、このように穴になっているところに区として力を入れるべきではないでしょうか。

また、前回と今回の区政レポートでもご紹介したように、国の生活支援は、当事者の生活実態を理解した上での施策なのか疑問に感じるところも多いので、このように穴になっているところに区として力を入れるべきではないでしょうか。

例えば子ども食堂やフードバンクなどの支援をしている民間団体に対する支援を進めることや、区として食糧などの配布のイベントなど機会を作って、そこであわせて相談会を開くなど、お困りになっているけれど相談に行くことにためらいのある区民の皆さんが一步を踏み出しやすい、相談しやすい環境づくりなどが必要ではないかと考えます。

また、前回と今回の区政レポートでもご紹介したように、国の生活支援は、当事者の生活実態を理解した上での施策なのか疑問に感じるところも多いので、このように穴になっているところに区として力を入れるべきではないでしょうか。

暮らしネット・えん 小島美里さんをお呼びした講演会の動画を作りました。

新座にある暮らしネット・えん代表の小島美里さんにご講演いただいた介護制度の勉強会のダイジェスト動画を作りました。市民ふくしフォーラムのyoutubeに載せています。動画は3本に分かれています。字幕付きなので、音無しでもご覧いただけます。

ぜひご覧ください。

(1) 暮らしネット・えんを立ち上げる経緯

とても共感できる話でしたのでぜひ。

<https://youtu.be/6K8YsbmbRTQ>

(3) ご参加いただいた方からの質疑

<https://youtu.be/7VX0lwZzL1o>

(2) 介護制度の課題についてのご講演

<https://youtu.be/8LLIUutyl8U>

市民ふくしフォーラムの会員を募集しています。

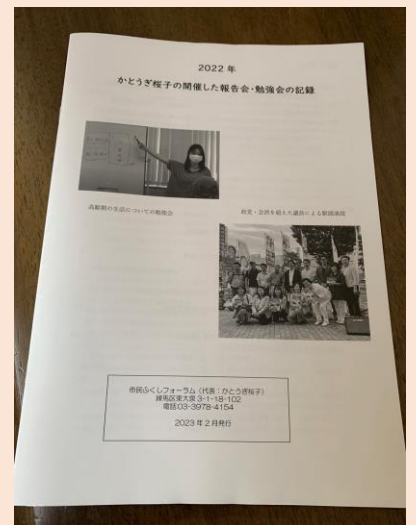
会員になってくださった方には、2022年の活動報告など

会員特典を送らせていただきます。会費は年間1000円です。

会計年度が1月～12月ですので、昨年まで会員になっていただいた方も更新の時期となっております。

お申込みいただける方は、ゆうちょ銀行の振込用紙にお名前、ご住所と、会員またはカンパの別をご記入の上、以下にお振込みください。

市民ふくしフォーラム 00130-2-496362



かとうき桜子プロフィール

- 1980年生まれ。現在、42歳です。27歳から区議会議員になって、4期目です。
- 桐朋女子という、自由な校風の中学・高校を卒業しました。こどもの頃から猫が好きで、今も3匹の保護猫を飼っています。キジトラ、サバトラ、黒猫。
- 慶応義塾大学文学部では国文学を専攻していましたが、人間関係を調整する仕事に関心を持ち、大学4年の夏休みにホームヘルパー2級の資格を取得しました。
- もっと深く福祉のことを知りたいと、大学卒業後に夜間の上智社会福祉専門学校に入学し、昼間はヘルパーや福祉関係の事務の仕事をしながら、2005年に社会福祉士を取得。
- 社会福祉士取得後、NPOで介護の仕事をしたのですが、制度的な課題を感じ、介護保険など制度運用の改善と地域で人の生活をささえるしくみを作りたいと、2007年の区議会議員選挙に初挑戦し、当選しました。
- 議員になってすぐ、区立保育園の民営化問題で当事者が置き去りとなって施策が進められていることに疑問を感じ、立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて、民営化問題と市民参加について研究しました。
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。今は定期検診のみで、落ち着いています。この経験を機に、女性の健康や人権についてもっと取り組んでいきたいと考えました。
- 2014年、東日本大震災で被災した地域の応援の活動で知り合った夫と結婚。
- 2017年、手話検定1級取得。
- 2018年、シェアハウスと地域の拠点「ウイズタイムハウス」を大泉学園町4丁目にオープン
- 2020年、介護福祉士を取得。
- ヘルパーや相談員の仕事も続けています。現場の実践を政策に活かすとりくみを今後も続けていきます。



妊娠・出産・子育てまで一貫した支援のしくみの課題

出産・子育て応援交付金とは

2月の補正予算で、「出産・子育て応援交付金」について審査しました。この交付金は、2022年12月に成立した国の補正予算で創設されたものです。

厚生労働省の資料によれば、「妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する交付金」とされています。

事業の内容

2022年4月以降に出産した人が対象。

もともと、妊娠届出時と出産後の訪問による面談は行われていたのですが、新たに妊娠8か月頃、1才の誕生日頃にアンケートを実施。経済支援として妊娠期・出産時のギフトがあります。

練馬区は、区の財政負担軽減のために現金給付を回避

この事業にかかる費用負担の分担は、国が3分の2、都が6分の1、区が6分の1となっており、実施方法はクーポンでも現金でも良いとしています。厚生労働省が2022年12月に市区町村に実施したアンケートでは970自治体のうち、942が現金給付（キャッシュレスも含む）を考えているといいます。

ところが東京の場合、都がもともと子育て支援で実施していたカタログギフトのシステムを活用する

と、本来区が負担すべきだった6分の1の費用を都が補助してくれるということで、練馬区は現金給付ではなくカタログギフト方式で実施するとい

います。 カタログギフトを見ると全般的に割高な価格設定がされており、10万円分がもし現金給付なら同じ商品をもっと安価に購入することができる可能性もあります。

なにより、なぜいつも生活支援の際に現金給付を避けようと「クーポン」という選択肢が示されるのでしょうか。約1年前にも、子育て世帯への給付金にクーポンを導入しようとして批判を浴びたばかりです。今回も国はクーポンのシステムを検討してほしいとしており、それは「出産・子育て目的に限定し、有効期限を設定することでより出産育児関連商品の購入や子育てサービスの利用につながりやすい」からだとしています。まるで、現金を渡したら親は赤ちゃんではなく自分のために使うのではないかといわんばかりの政策の姿勢に疑問を感じます。

出産にも育児にもたくさんの方の経済的負担がある中、子育て世帯が求める経済支援は、クーポンではなく現金給付なのではないでしょうか。そして、**当事者の声をもとに国の制度のあり方を改善**

していくことが、身近な自治体の役割であり、そこにご自治体としての独自性を発揮すべきなのではないでしょうか。でも、区は、6分の1の負担軽減に目を奪われたのでしょうか。

継続的な支援である分、多様な家庭への配慮と慎重さが求められる

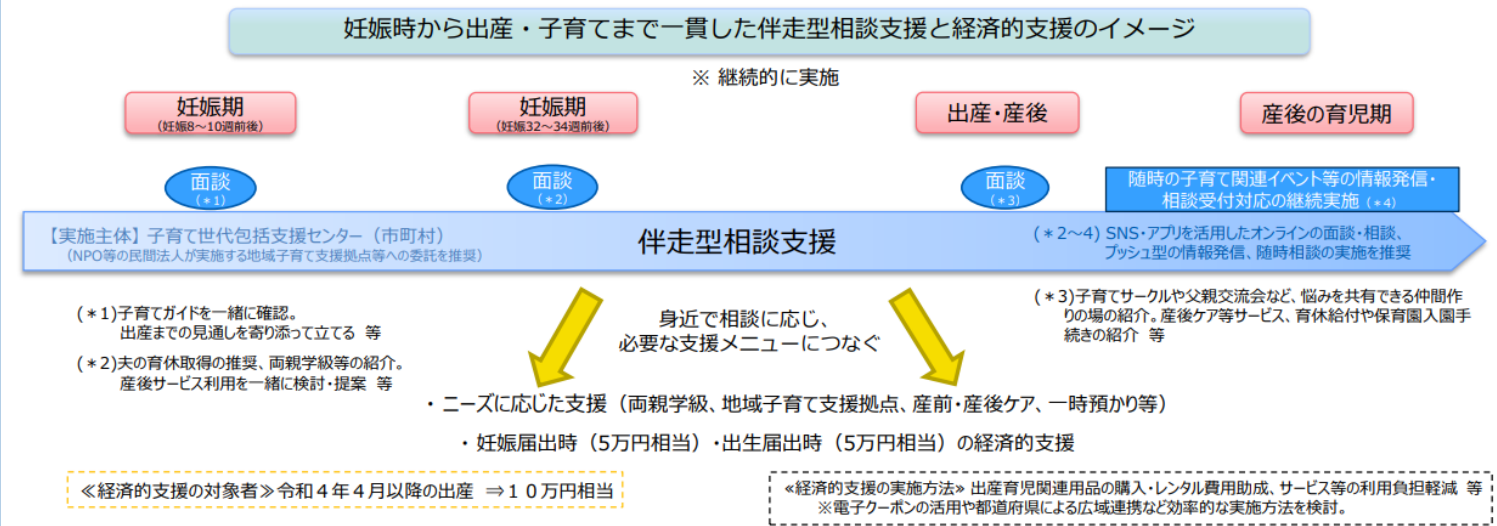
この事業は、伴走型支援として妊娠期から出産、子育て期へと継続して実施する支援であるため、国も様々な留意点を示しています。

例えばこの時期に転居した場合の自治体の役割分担、DV被害者だった場合、離婚があった場合、死産だった場合の対応などです。妊娠・出産期に生じる可能性のあるこれらの課題に対し、この事業を通じて支援者が妊産婦に関わりをもつきっかけとなるメリットはありますが、対応を誤らないよう慎重さが求められます。

また、アンケートについては、国が示す例として、「夫やお母さんに何でも打ち明けることができますか?」といった項目もあったのですが、様々な家庭環境にある妊産婦に対面ではなく書面で実施するアンケートの項目には配慮が必要であるとも考え

2. 事業の内容

- 市町村が創意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援(計10万円相当)を一体として実施する事業を支援する。



3. 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4. 補助率

令和4年度第2次補正予算 国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※システム構築等導入経費は国10/10
令和5年度当初予算(案)
○伴走型相談支援:国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
○経済的支援:国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6 ※クーポン発行等に係る委託経費は国10/10

↑厚生労働省「出産・子育て給付金の実施・運用の方法」自治体向け説明会 2022年12月26日資料より

前回の区政レポートでご紹介した、国の交付金を活用した区の給付金のその後の状況

1月号の区政レポートで、「国の交付金を活用した区独自の子育て世帯・こども1人あたり10万円の給付金が、生活保護世帯にとっては控除額が8千円だけで、あとは返金しなければならないしくみになっており、生活保護ではない世帯は課税される可能性がある」という課題をご紹介しました。

※区政レポートのバックナンバーは、かとうぎ桜子のホームページよりご覧いただけます。1月号の区政レポートはこちらのQRコードから→



【生活保護世帯は返金不要に】

その後、生活保護世帯に関しては国との交渉をした結果、控除額は3万円まで拡大、控除されない分についてもこどものために使うならば「自立更生のためにあてられるものは収入認定を免除する(自立更生免除)」ということで返金不要の扱いに変更になったそうです。

生活保護は、生活保護基準に満たない生活費を保障されるしくみで、年金や就労などの収入を申告してその分は保護費から引かれます。でも、収入の種類によっては控除されたり、認定免除されることがあります。今までの国の給付金は収入認定から免除されていました。

また、災害からの復旧や就学、結婚等にお金が必要で、それにあてるために貸付を受けるなど、その人の生活の自立のために必要であると認定されるものについては「自立更生免除」として収入認定の免除がされることがあり、今回の区の給付金もそのように取り扱うことができるようになったということです。

【生活保護ではない世帯も非課税扱いに】

また、生活保護ではない人にとって課税対象になるかどうかの判断は所轄の税務署の判断であるということで、区が確認をした結果、非課税扱いとなるという回答があったということです。

しかしそもそも本来、国が交付金を活用して各自治体が独自で給付金を支給できるしくみを作った以上、制度設計をする段階でこのような混乱の状態にならないように定めるべきだったのではないのでしょうか。